



二 機器分析センター

三 留学生センター

四 総合情報メディアセンター

(附属施設)

第9条 本学に、次の学部附属の教育施設又は研究施設を置く。

一 農学部

広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター

家畜病院

硬蛋白質利用研究施設

二 工学部

繊維博物館

ものづくり創造工学センター

第10条～第81条 省略

(学部の目的)

第82条 本学の目的及び使命に則り、学部は、農学及び工学に関する学術の基盤及び教養を授け、社会の要請に応える課題探求能力を養うことを目的とする。

附則 省略

(附属施設)

第9条 本学に、次表のとおり学部附属の教育施設又は研究施設を置く。

学部名	附属施設名
農学部	<u>広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター</u>
	<u>家畜病院</u>
	<u>硬蛋白質利用研究施設</u>
工学部	<u>ものづくり創造工学センター</u>

第10条～第81条 省略(現行どおり)

(学部の目的)

第82条 本学の目的及び使命に則り、学部は、農学及び工学に関する学術の基盤及び教養を授け、社会の要請に応える課題探求能力を養うことを目的とする。

2 各学部に置く学科における教育研究上の目的については、別に定める。

附則 省略(現行どおり)

附則(20教規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。